

令和2年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

大気汚染防止法に基づき、令和2年度に実施した有害大気汚染物質モニタリング調査結果は、次のとおりです。

1. 調査の概要

- ① 調査地点 一般環境大気測定局市役所局
- ② 調査回数 年6回(1回/2月)

2. 調査結果

- ① 環境基準が設定されている4物質について調査した結果、全て環境基準を達成しました。(表1)

表1 環境基準設定物質の調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	調査結果 (注1)		環境基準 (平均値)	令和元年度の全国の状況 (注2)	
	平均値	範囲		平均値	範囲
ベンゼン	0.67	0.30 ~ 1.1	3以下	0.74	0.24~2.0
トリクロロエチレン	0.0040	0.0015 ~ 0.0075	130以下	0.34	0.0035~6.3
テトラクロロエチレン	0.0038	0.0025 ~ 0.0065	200以下	0.10	0.0048~0.80
ジクロロメタン	0.59	0.34 ~ 0.92	150以下	1.3	0.26~7.8

- ② 指針値が設定されている9物質について調査した結果、全て指針値以下でした。(表2)

表2 指針値設定物質の調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	調査結果 (注1)		指針値 (平均値)	令和元年度の全国の状況 (注2)	
	平均値	範囲		平均値	範囲
アクリロニトリル	0.0013	0.0006 ~ 0.0015	2以下	0.049	0.0028~0.77
塩化ビニルモノマー	0.0015	0.0005 ~ 0.0025	10以下	0.035	0.0025~1.2
クロロホルム	0.13	0.096 ~ 0.21	18以下	0.21	0.011~1.3
1,2-ジクロロエタン	0.16	0.047 ~ 0.28	1.6以下	0.14	0.036~0.53
水銀及びその化合物	0.0016	0.0015 ~ 0.0019	0.04以下	0.0018	0.00070~0.0082
ニッケル化合物	0.0012	0.00037 ~ 0.0025	0.025以下	0.0027	0.00011~0.020
ヒ素及びその化合物	0.00053	0.00024 ~ 0.0012	0.006以下	0.00097	0.000081~0.0042
1,3-ブタジエン	0.049	0.014 ~ 0.079	2.5以下	0.062	0.0026~0.66
マンガン及びその化合物	0.0035	0.0015 ~ 0.0056	0.14以下	0.018	0.00081~0.100

- ③ 環境基準等の定められていない8物質のうち、酸化エチレンについては、環境省がとりまとめた令和元年度の全国平均値を上回る結果となりました。その他の物質については、同程度若しくは平均値を下回っていました。(表3)

表3 その他の調査結果環境基準設定物質の調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	調査結果 (注1)		令和元年度の全国の状況 (注2)	
	平均値	範囲	平均値	範囲
アセトアルデヒド	1.5	1.2 ~ 2.1	2.1	0.62~16
塩化メチル	1.3	1.1 ~ 1.6	1.4	0.077~3.6
クロム及びその化合物	0.0012	0.00076 ~ 0.0020	0.0040	0.000077~0.045
酸化エチレン	0.087	0.049 ~ 0.11	0.070	0.013~0.33
トルエン	4.3	3.2 ~ 5.2	6.0	0.19~170
バリウム及びその化合物	0.0000047	0.0000025 ~ 0.0000094	0.000016	0.0000016~0.000060
ベンゾ [a] ピレン	0.000046	0.0000081 ~ 0.00011	0.00015	0.0000085~0.0020
ホルムアルデヒド	1.8	1.2 ~ 2.3	2.5	0.88~11

(注1) 測定値が検出下限値未満のときは、測定結果を検出下限の1/2として年平均値を算出した。

(注2) 環境省がとりまとめた令和元年度地方公共団体等における一般環境の有害大気汚染物質モニタリング調査結果